

越谷市データ連携基盤構築および運用業務委託基本仕様書

1 委託業務名

- (1) 越谷市データ連携基盤構築業務委託
- (2) 越谷市データ連携基盤運用業務委託

2 履行場所

越谷市役所

3 履行期限

- (1) 越谷市データ連携基盤構築業務委託
契約締結日から令和 8 年 2 月 28 日
- (2) 越谷市データ連携基盤運用業務委託(年度ごとに単年契約)
令和 8 年 3 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日

4 業務目的

当市では、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、標準化の対象となる業務について、国が整備するガバメントクラウドを利用したうえで、国が定めた標準仕様に適合したシステム(以下、「標準準拠システム」という。)への移行を進めている。ガバメントクラウドに移行する標準準拠システムと独自システムや既存システムとのデータ連携を行うための基盤を構築し、安全かつ適切な運用ができることを目指している。

5 越谷市データ連携基盤構築業務委託の業務内容

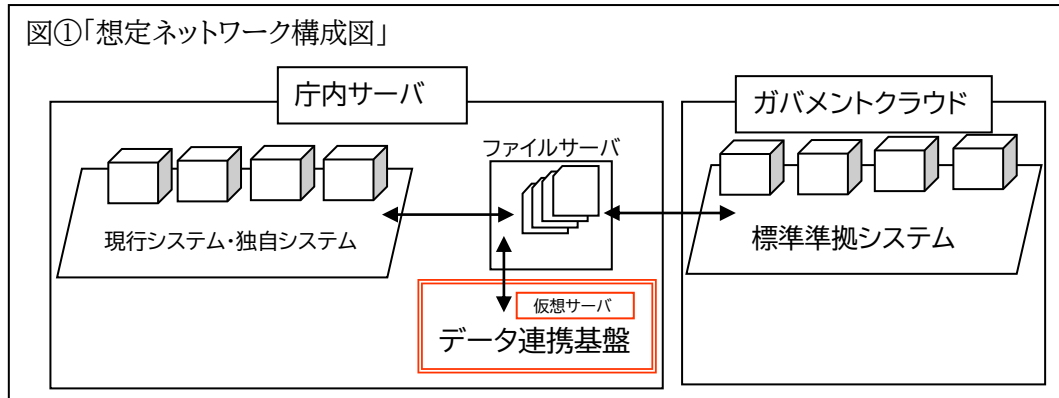
委託する業務は次のとおり

(1) 概要

当市が進める標準準拠システムへの移行プロジェクトのうち、既存システムや当市独自システムに対してデータ連携が必要なインターフェースについて、円滑なデータ連携を行うためのシステムを構築すること。

(2) データ連携基盤の構築

受注者は、各インターフェースを連携させることができるデータ連携基盤を構築すること。構築にあたっては、要件定義、設計、開発、テスト等を行うこと。当業務で想定するネットワーク構成図は図①「想定ネットワーク構成図」のとりとする。



構築にあたり「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書【第 4.1 版】」「ファイル連携に関する詳細技術仕様書」等を参照し、ガバメントクラウドの共通機能の仕様を把握すること。

- ・ 構築時のインターフェース数は12 本とする。詳細は別紙1 想定連携インターフェース一覧のとおり。
※連携項目の詳細については契約締結後、別途協議とする。
- ・ 標準準拠システムは AWS のガバメントクラウド内に構築予定。
- ・ 越谷市役所内に設置するサーバ内に仮想環境でデータ連携基盤を構築する。サーバは発注者が用意する。サーバのスペックは下記を想定。
※下記とは別のスペックもコスト、機能実現性を加味したものは提案可能とする。
ただし、選定根拠も明示すること。

①AP サーバ

- ・OS:Microsoft Windows Server 2022
- ・CPU:Intel Xeon Silver 4309Y@2.80GHz 4 コア 相当
- ・メモリ:8GB 相当
- ・HDD:最大 1TB

②DB サーバ

- ・OS:Microsoft Windows Server 2022
- ・CPU:Intel Xeon Silver 4309Y@2.80GHz 4 コア 相当
- ・メモリ:8GB 相当
- ・HDD:最大1TB

ア ガバメントクラウドとの通信機能

- ・ データ連携基盤は、ガバメントクラウド上の共通機能(オブジェクトストレージまたはファイルサーバ)(以降、共通機能)に対し、国が定めた標準仕様に基づき通信を行うこと。通信は、認証認可機能または SFTP 通信などセキュリティを考慮した通信に対応すること。

※通信方法については具体的に明示すること

- ・ 共通機能は発注者が用意する。標準準拠システムは、共通機能に対しCSVファイルの入出力を行うものとする。

イ 現行システム・独自システムとのデータ連携

- ・ データ連携共通基盤は、標準準拠システムが共通機能に出力した CSV ファイルを庁内のファイルサーバにダウンロードする。
その際、現行システムと独自システムが必要とするフォーマットおよび文字コードに変換できること。
- ・ 共通機能からのダウンロード時、標準仕様(格納完了通知ファイルによる検知・取込チェック・退避・移動 など)に準拠すること。
- ・ 連携頻度は日次を想定しているが、スケジュール設定等で時間、頻度を柔軟に設定できること。

ウ 移行過渡期のデータ連携

- ・ 標準準拠システムへの移行時期がずれることで発生する移行過渡期に対し、データ連携共通基盤で対応を行うこと。
- ・ データ連携共通基盤は、移行過渡期において共通機能に対し、庁内サーバの過渡期システムが出力する CSV ファイルをアップロードできること。
その際、標準仕様に定義されたフォーマットおよび行政標準文字に変換できること。
- ・ データ連携共通基盤からのアップロード時、標準仕様(格納パス・ファイル名・格納完了通知ファイルの作成など)に準拠すること。
- ・ 移行過渡期が終了したデータの連携機能を停止できること。
- ・ 地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書の改版時に、発注者と各システムベンダーと協議のうえ、柔軟に設定できること。

エ 仮想環境およびサーバ

本システムで利用する仮想基盤およびサーバについて、発注者と受注者の役割分担は以下のとおり。

No	役割分担		品名	内容
	受注者	発注者		
1	－	○	物理サーバ	発注者にて用意する。
2	－	○	仮想基盤用ソフト	発注者にて用意する。
3	－	○	Windows OS	Windows2022(イメージ)を用意する
4	○	－	Windows OS 以外(Linux 等)	Windows OS 以外は受注者にて準備すること。仮想基盤にインストールすることを考慮して調達すること
5	－	○	Windows OS 用ウィルス対策ソフト	発注者にて用意する。不都合が発生する場合は別途協議とする。

6	○	－	Windows OS 以外のウィルス対策ソフト	Windows OS 以外の場合、ウィルス対策ソフトを受注者にて準備すること。不都合が発生する場合は別途協議とする。
7	○	－	データ連携共通基盤	業務内容に記載された要件に合わせたアプリケーションを受注者にて用意すること

・手順書、マニュアル

本システムの運用に利用する運用保守手順書、システム操作マニュアルを提供すること。

・テスト

テスト項目は、連携先システムのベンダーが指定する項目について確認すること。

オ 構築スケジュール

令和 7 年9月初旬	プロポーザルによる事業者選定完了
令和 7 年 9 月中旬	委託契約締結
令和 8 年 2 月末	データ連携基盤構築完了
令和 8 年 3 月	受入テスト開始、データ連携基盤のテスト実施※運用開始
令和 8 年 10 月	標準準拠システム(生活保護)本番稼働、本番利用開始
令和 9 年1月	標準準拠システム(基幹、福祉)本番稼働、本番利用開始

(3) その他

- ・ 受注者は、業務に必要なスキル、資格、経験を持った要員を配置し、構築業務を確実に履行できる体制を整備すること。
- ・ 受注者は、システム間の連携対応に関して、コード変換のルール、ロジックおよびテスト方法等について具体的に提案すること。
- ・ 今後、連携インターフェースが増加することを踏まえて拡張性のあるシステムを構築すること。
- ・ 60 カ月間の継続使用が可能な機器を選定、調達等を行うこと。

6 越谷市データ連携基盤運用業務委託の業務内容

委託する業務は次のとおり

(1) 概要

当市が進める標準準拠システムへの移行プロジェクトのうち、既存システムや当市独自システムに対してデータ連携が必要なインターフェースについて、円滑なデータ連携を行うため、安全かつ適切な運用ができること。

(2) データ連携基盤システムの運用

- ・ 構築したデータ連携基盤に関して、安定した運用、体制を構築し、計画的な

メンテナンスを除き、24 時間 365 日の稼働が可能なこと。

- ・ 必要なログ(データ連携基盤の認証、アクセス等)を適宜取得し、運用状況の確認ができ、障害発生時、インシデント発生時には原因の特定が可能であり、復旧手順や対応開始までに要する時間を発注者側に示すこと。
- ・ 連携データのメンテナンスや障害発生時などに関してサポートする体制をとること。
- ・ 平日 8:30から17:15 までの問い合わせサポートの窓口を設置すること。
なお、開始時間については発注者と協議のうえ、変更可能とするが、障害発生時には、速やかに対応を開始するものとする。
※対応可能な時間については具体的に明示すること。
- ・ 運用期間中の法改正等によりインターフェース項目の設計、設定変更が必要となった際の変更作業を運用費に含むこと。想定の変更内容を超える変更作業が発生した場合は、別途協議とする。
- ・ 問い合わせ内容、対応履歴については、受注者側にて記録、管理する。
- ・ 遠隔からの保守業務を受注者が希望する場合、発注者が指定する回線サービス、ネットワーク機器の準備を行うこと。それに伴い、発生するすべての費用は受注者の負担とする。
- ・ 運用に必要なログやDBのバックアップは個別に受注者にて取得することとする。なお、サーバ内の所定の場所に出力されたデータのバックアップは発注者側にて実施する。
- ・ 受注者は監視に必要な情報の提供を行い、また運用における監視システムからの通知に対する対応を行うこととする。

(3) その他

- ・ 受注者は、業務に必要なスキル、資格、経験を持った要員を配置し、運用業務を確実に履行できる体制を整備すること。
- ・ 60か月間の継続使用が可能な機器を選定、調達等を行うことから、保守期間も60か月を想定すること。

7 成果物

(1) 越谷市データ連携基盤構築業務委託

- ・ プロジェクト計画書(体制等含む)(初回打合せ時にも提出)
- ・ 全体進捗状況報告書
- ・ 各種設計書
- ・ 各種テスト結果
- ・ 本事業の構築に関わるソースコード等

ただし、データ連携基盤の構築にあたりパッケージ製品の適用を行う場合は、パッケージ製品部のドキュメント・ソースコード等の納品は対象外とする。

- (2) 越谷市データ連携基盤運用業務委託
 - ・ 運用保守手順書、操作マニュアル
 - ・ 本業務に係る打ち合わせをした際の議事録

8 支払い方法

- (1) 越谷市データ連携基盤構築業務委託
完了払い(一括)
- (2) 越谷市データ連携基盤運用業務委託
毎月払い

9 その他

- (1) 業務員が発注者の庁舎内で業務を遂行するときは、受注者の方法及び負担により発注者が貸し出す作業員証を着用しなければならない。
- (2) 受注者は、業務員に身分証明書を携帯させなければならない。業務員は、常に身分証明書を所持し、発注者が求める時はこれを提示しなければならない。
- (3) 業務の処理は、発注者及び受注者で相互に協力し、その執行に万全を期すものとする。
- (4) 本仕様書に定めない事項及び疑義を生じた事項については、発注者、受注者が誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとする。
- (5) 受注者の作成した、ドキュメント及びプログラムの著作権は、納品後、受注者に帰属するものとする。
ただし、データ連携基盤の構築にあたりパッケージ製品の適用を行う場合は、パッケージ製品部のドキュメント・プログラム等の著作権は対象外とする。
- (6) 発注者が「デジタル基盤改革支援補助金」の申請等を行うにあたり、上記の内容で不足が生じる場合は追加で提出を求める場合がある。
- (7) 本仕様書に定められていなくても、発注者に有益な提案はできるものとする。